

- 8) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 当社の連結財務諸表は、米国において一般に認められた会計原則(会計原則審議会意見書、財務会計基準審議会基準書等)に基づいて作成されております。

(1) 市場性のある有価証券

米国財務会計基準審議会基準書第115号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」を適用しております。

(2) た な 卸 資 産

たな卸資産の評価は低価法により、また原価は主として平均法により計算しております。

(3) 減 価 償 却 方 法

有形固定資産の減価償却費の計算は、日本国内に存する資産及び一部の海外子会社が所有する資産については主として定率法により、またその他の海外子会社が所有する資産については定額法により計算しております。

(4) 税 金

所得税等の会計処理は、会計上の資産及び負債と税務上のそれらとの差額、並びに税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除に係る将来の税効果額を、繰延税金資産または負債として認識する資産負債法により行っております。

(5) 金 融 派 生 商 品

米国財務会計基準審議会基準書第133号「金融派生商品とヘッジ活動の会計」及び同基準書第138号「金融派生商品とヘッジ活動の会計(基準書第133号の修正)」を適用しております。

(6) 営業権及びその他の無形固定資産

米国財務会計基準審議会基準書第141号「企業結合」、及び同基準書第142号「営業権及びその他の無形固定資産」を適用しております。

(7) 未 払 退 職 年 金 費 用

米国財務会計基準審議会基準書第87号「年金に関する事業主の会計」、及び同第158号「確定給付型年金制度及びその他の退職後給付制度に関する雇用主の会計処理」を適用しております。

2. 当期より、上記1.(7)に記載の米国財務会計基準審議会基準書第158号を適用しており、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更となりますが、当基準の適用は年金制度に係る連結貸借対照表における認識の変更であり、損益への影響はありません。

3. 2007年3月31日現在の連結子会社は、国内19社、海外69社の計88社、持分法適用会社は、国内4社、海外2社の計6社です。

4. 下記項目につきましては、当決算短信における開示を省略しております。

連結財務諸表に関する注記事項

- ・リース取引
- ・関連当事者との取引
- ・税効果会計
- ・退職給付
- ・ストックオプション等
- ・企業結合等